

要支援1・2及び事業対象者の方へ

令和元年10月より消費税率の改正に伴い、
訪問型・通所型サービスの利用料金が変更になります。



○訪問型サービス

訪問介護相当サービス (国基準のサービス)	訪問型サービスA (基準を緩和したサービス)
ホームヘルパーが自宅を訪問し、介護予防を目的とした入浴等の身体介護や生活援助（家事援助）を行います。 ■自己負担（1割の場合）のめやす（1カ月） 週1回程度 1,168円 → <u>1,172円</u> 週2回程度 2,335円 → <u>2,342円</u> 週2回超程度 3,704円 → <u>3,715円</u>	ホームヘルパーや一定の研修修了者が自宅を訪問し、掃除、買い物等の生活援助（家事援助）を行います。 ■自己負担（1割の場合）のめやす（1カ月） 週1回程度 934円 → <u>938円</u> 週2回程度 1,868円 → <u>1,874円</u> 週2回超程度 2,963円 → <u>2,972円</u>

※要支援1の方は、週2回超程度のサービスは利用できません。また、草むしりや大掃除等の身の回りのこと以外の支援や、利用者以外のご家族のための家事援助はサービス対象外です。

○通所型サービス

通所介護相当サービス (国基準のサービス)	通所型サービスA (基準を緩和したサービス)
日帰りの施設において、専門職による生活機能向上のための機能訓練や入浴等の身体介護を行います。 ■自己負担（1割の場合）のめやす（1カ月） 要支援1・事業対象者（週1回程度） 1,647円 → <u>1,655円</u> 要支援2・事業対象者（週2回程度） 3,377円 → <u>3,393円</u>	日帰りの施設において、介護予防を目的とした運動やレクリエーション等を行います。 ■自己負担（1割の場合）のめやす（1カ月） 要支援1・事業対象者（週1回程度） 1,318円 → <u>1,324円</u> 要支援2・事業対象者（週1回程度） 1,351円 → <u>1,357円</u> 要支援2・事業対象者（週2回程度） 2,702円 → <u>2,714円</u>

※上記のほかに、食費（1日500円～700円程度）などは別途かかります。

<問い合わせ> 白山市役所 長寿介護課 電話：076-274-9529
〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地